

最高裁判所説明資料

長期の実審理期間を要した事件の裁判員等選任手続の状況等

裁判所	判決年月日	処断罪名	実審理期間	①選定された裁判員候補者数	②選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数	③選任手続への出席人数	④辞退が認められた人数	⑤出席率 (③/②)
神戸地裁姫路支部	平成30年11月8日	殺人	207日	700	117	77	614	65.8%
神戸地裁姫路支部	平成31年3月15日	殺人	166日	800	111	63	698	56.8%
名古屋地裁	平成28年11月2日	殺人	160日	400	128	85	286	66.4%

- (注) 1 裁判員制度施行から令和元年10月末までの間までに終局した裁判員裁判対象事件を調査。
 2 実審理期間は、第1回公判期日から終局(判決宣告)までの期間であり、審理等が行われなかった日や土日祝日を含む。
 なお、次の事件は、(1)～(3)の方法により算出した。
 (1) 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。
 (2) 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
 (3) 東日本大震災の影響等で公判期日が延期され、裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
 3 ②は、①選定された裁判員候補者数から、選任手続期日までに辞退が認められたものや、欠格事由・就職禁止事由に該当するとして呼び出さない措置又は呼出取消しがされたもの、転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であり呼び出さない措置がされたものを除いた人員である。なお、②には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれる。
 4 実人員建てであり、速報値である。